

議員提出議案第2号

東京外かく環状道路（関越～東名）事業に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者

21番 本間 まさよ

6番 宮代 一利

1番 道場 ひでのり

4番 桜井 夏来

11番 落合 勝利

13番 山本 あつし

19番 小美濃 安弘

26番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 土屋 美恵子 殿

東京外かく環状道路（関越～東名）事業に関する意見書

東京外かく環状道路の大深度地下トンネル工事により、調布市の住宅地で道路の陥没事故が発生してから、本年2月で2年4か月が経過した。

令和4年1月30日及び2月1日に、東日本高速道路株式会社など事業者3者は、再発防止対策を示し工事再開に向けた住民説明会を武蔵野市内で開いたが、住民からは振動や騒音の影響などへの不安の声が相次いだ。同年2月には、東京地方裁判所により、工事差止め仮処分命令申立てに対する決定がなされ、東名側本線トンネル工事が差止めとなっている。同年4月に、大泉側本線トンネル（南行）のシールドマシンが破損事故を起こし、工事が停止していたが、補修が済んだとして、同年11月に事業用地内での工事を再開した。

同月25日に武蔵野市内で行われたオープンハウスで、住民は大泉側本線トンネル（北行）の事業用地外の推進に向けた工事の再開を初めて知るところとなり、これは説明会などが開かれない中での突然のことであった。これまでも再三にわたり、市民の安全・安心につながる取組を求めてきたにもかかわらず、住民の不安が解消されない中でのこうした措置は全く配慮に欠けたものであり、強く抗議する。

外環の2については、「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」の「中間まとめ」の早期完成が求められている。取りまとめ後の進め方については詳細が示されていない状況である。また、自動車交通量に対する見通しについても、必要性の説明が不足しており、社会状況の変化を反映したものとは思えない状況である。

沿線住民にとっては、国及び都の施策によって翻弄されてきた積年の忍耐を重ねて、地域で安心して暮らし続けることができるかどうか見通しが立たない状況が続いている。

以上の経緯に鑑み、武蔵野市議会は、武蔵野市民の良好な生活環境の維持、沿線住民の安全・安心の確保及び情報提供の観点から、下記の事項について国及び東京都に要望する。

記

- 1 工事再開の説明が不十分であり、外環本線の事業用地外への工事再開に至る経緯及び工事の影響等について、住民に対し改めて説明の場を設け丁寧な対応を行うこと。

- 2 係争中であることに鑑み、沿線住民が納得するまで工事を再開しないこと。
- 3 工事等に起因する事象について、調査等必要な対応を行い、沿線住民の不安解消を図ること。
- 4 外環の2については、構成員の声を十分に反映した「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」の「中間まとめ」を早急に完成させること。
- 5 引き続き、沿線7市区及び沿線住民に対して、適宜適切な情報提供を徹底し、情報共有を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

武蔵野市議会議長 土屋 美恵子

内閣総理大臣	}	宛て
国土交通大臣		
環境大臣		
東京都知事		